

令和4年度早期退職募集等実施要綱

やむを得ない事情等により早期退職を希望する職員を募集するとともに、行政職次長級相当以上の職員のうち教育長が個別に指定する者について「退職勧奨」を行うこととする。

第1 早期退職希望者の募集（早期退職募集）

職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第105号。以下「条例」という。）第8条の3第1項第1号の規定により、次のとおり早期退職者を募集する。

1 対象者

定年年齢が60歳の者

年齢が満45歳から満59歳まで（昭和38年4月2日生～昭和53年4月1日生）の者

ただし、次の①又は②のいずれかに該当する者は応募できない。

①臨時的任用職員、非常勤職員及び法律又は条例により任期を定めて任用された職員

②早期退職者の募集開始日において懲戒処分（故意又は重過失によらないで管理・監督にかかる職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

2 退職の日

退職希望者の退職の日は、令和5年3月31日とする。

3 募集人数

若干名

4 優遇措置

(1) 早期退職者に対する割増措置

勤続期間（条例に規定する「勤続期間」をいう。）が20年以上の者には、退職手当算定の基礎となる給料月額について、次のとおり割増措置を行う。

退職手当の算定の基礎となる給料月額

＝退職時の給料月額×{1+0.03^(注)×(定年年齢－退職時年度末年齢)}

(注)：(定年年齢－退職時年度末年齢)が1年である場合の割増率は0.02

(2) 退職手当の支給率

退職希望者の退職手当については、条例第3条から第5条に定める支給率を

適用する。

5 募集の期間

令和5年1月11日（水）午前8時30分から

令和5年1月24日（火）午後5時15分まで ※教育人事課必着

第2 退職勧奨

令和5年3月31日までを目途に、次のとおり退職勧奨を行う。

1 対象者

勤続期間が10年以上の者で、行政職部長級、次長級及びこれらに相当する職にある者のうち教育長が個別に指定する者

2 退職の日

勧奨に応じた者の退職の日は、令和5年3月31日とする。

3 優遇措置

(1) 勧奨退職者に対する割増措置

第1の4（1）に定める早期退職募集の場合と同様

(2) 退職手当の支給率

第1の4（2）に定める早期退職募集の場合と同様

第3 実施手続

1 早期退職募集

(1) 所属長は、第1に定める早期退職希望者の募集に関する事項を関係職員に周知させるものとする。

(2) 応募をしようとする職員は、応募申請書に必要事項を記入の上、募集期間内に教育人事課に届くよう余裕をもって所属長に提出するものとする。

(3) 関係所属長は、応募職員の退職理由の把握に努め、「早期退職希望者等退職理由報告書」（別紙1）を作成し、応募申請書とともに、応募期間内に教育人事課長に提出するものとする。

(4) 教育人事課長は、申請のあった職員に対し、認定又は不認定の通知書を交付するものとする。

※令和5年2月24日（金）までに通知する予定

※不認定又は認定取消となる場合の例示は以下のとおり

①この要綱に適合しない場合

②応募後に懲戒処分を受けた場合

③懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（退職手当の支給等に関する規則第1号様式の3）を応募申請書と同様の方法で速やかに提出するものとする。

2 その他（早期退職募集以外の退職希望者）

(1) 第2に定める「退職勧奨」対象者及び「定年退職者」は、応募申請書の提出は要しない。

(2) この要綱の定めによらない退職希望者について、関係所属長は、退職希望職員の退職理由の把握に努め、「早期退職希望者等退職理由報告書」（別紙1）により、令和5年1月24日（火）までに教育人事課長に提出するものとする。

なお、提出期日以降に退職希望者を把握した場合は、同様の方法で速やかに提出すること。

第4 問合せ先

教育人事課教育庁人事班

内線：5427

外線：097-506-5427（直通）